

公立大学法人滋賀県立大学コンプライアンス推進規程

平成 26 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 159 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスの推進を図るために必要な事項を定め、もって健全で適正な大学運営および本学の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンプライアンス 法令（本学が定める規則、規程、要綱等を含む。以下同じ。）を遵守するとともに、高い倫理観に基づき、良識ある行動をとることをいう。
- (2) 教職員等 本学の役員および本学が定める就業規則の適用を受ける者

(最高管理責任者)

第 3 条 理事長は、最高管理責任者として、本学におけるコンプライアンスの推進を行い、その最終責任を負うものとする。

- 2 副理事長および理事は、最高管理責任者である理事長を補佐するとともに、自己の所掌する業務について公正かつ誠実に職務の遂行に努めることおよびコンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

(教職員等の責務)

第 4 条 教職員等は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

(コンプライアンス委員会)

第 5 条 本学は、コンプライアンスの推進を図るためコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

(通報)

第 6 条 本学に、コンプライアンスに関する通報を受け付ける窓口として、「コンプライアンス通報窓口」を置く。

- 2 通報に関し必要な事項は別に定める。

(事務)

第 7 条 この規程に関する事務は、総務グループにおいて処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。